

## 感染症による出席停止及び再登校について

学校では、お子様が法令で指定されている以下の学校感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあると診断された場合には、本人の十分な休養と感染の拡大を防止するため、出席停止の扱いとされます（学校保健安全法第19条）。

出席停止は学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。病状が回復して登校する際には、必ず医師からの指示（登校許可）に従ってください。

### 学校感染症

#### 第一種：感染力の重篤性から危険性が極めて高い感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

#### 第二種：飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、風しん、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、**新型コロナウイルス感染症**

#### 第三種：学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症\*

\*「その他の感染症」：上記以外の感染症と診断された場合でも、医師の判断に基づいて学校が出席停止の対象とする場合があります。医師に確認していただき、学校までご連絡ください。

#### ◎学校感染症での出席停止に関する提出書類について

学校感染症と診断された場合は、学校全体の感染状況を把握するためにも、学校に速やかにお知らせください。

療養後に再登校する際には、「治癒証明書」を記入していただき、学校へ提出してください。東雲小学校の治癒証明書には、インフルエンザ用（保護者記入）、新型コロナウイルス感染症用（保護者記入）、それ以外の学校感染症用（医療機関記入）の3種類があります。治癒証明書は、東雲小学校ホームページから印刷することができます。

※ご不明な点や、治癒証明書の記載に関して困ったことがありましたら、保健室（082）890-5130までご連絡ください。